

地域における若者支援のための 体制整備モデル事業について



内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付
青少年担当

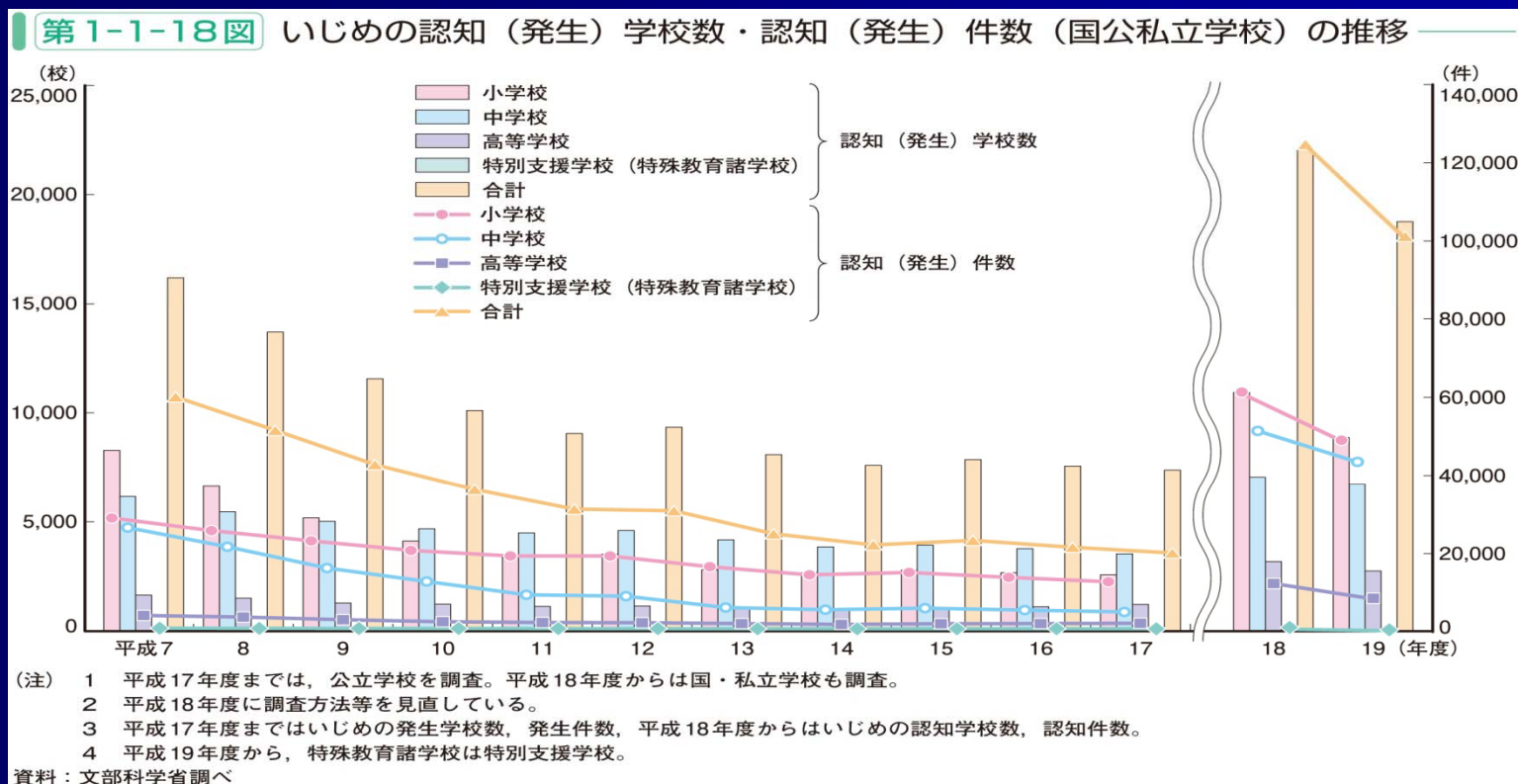
本日の説明内容

- 若者を取り巻く現状
- 制度の概要及び業務の内容
- 「子ども・若者育成支援推進法」について

1 いじめの状況

認知した学校の割合

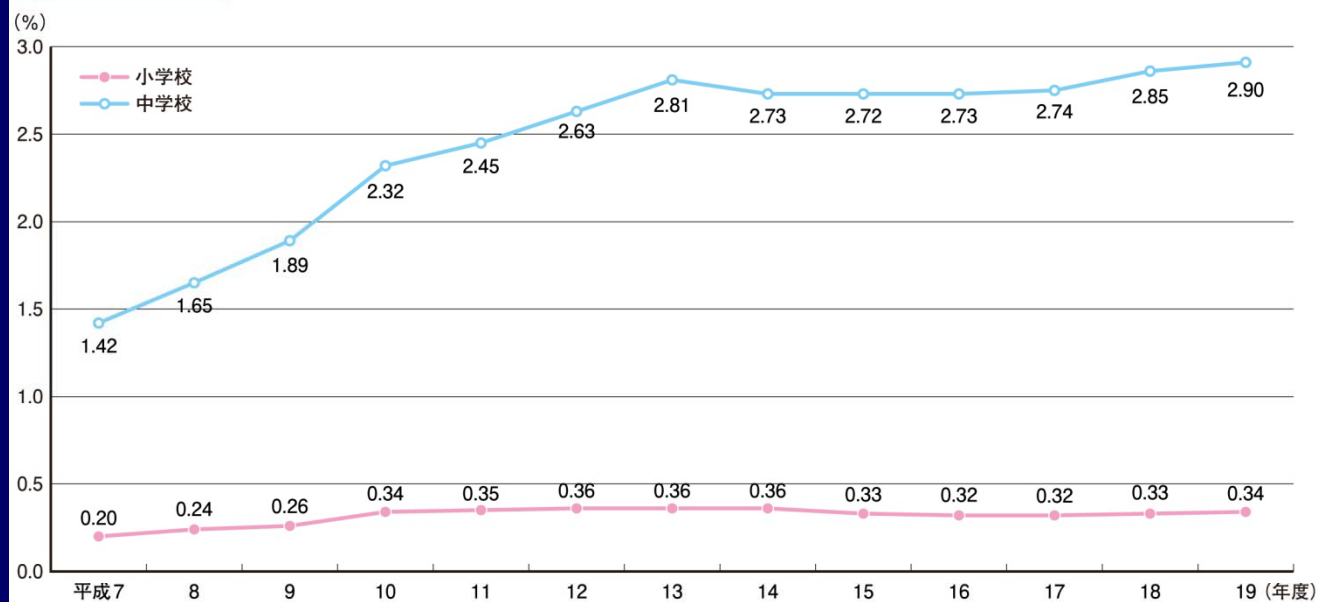
小学校 39.0% 中学校 64.0%、
高等学校 51.2% 特別支援学校 13.0%



2 不登校の状況

不登校の割合 小学校 0.34% (2万3927人) ← 横ばい
中学校 2.91% (10万5328人) ← 微増

第1-1-19図 学校種別全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合の推移



(注) 1 平成11年度以降は、中学校に中等教育学校前期課程を含む。

2 不登校（平成10年度までは「学校ごらい」）とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。）をいう。

資料：文部科学省調べ